厚生労働大臣が定める掲示事項等

Ⅰ 入院基本料に関する事項

①4階病棟（55床）療養病棟入院基本料Ⅰ（20 対 1）

・1日に9名以上の看護職員及び看護補助者が勤務しています。

【時間毎の職員1人当たりの患者受け持ち数】

職　種	0：00～8：30	8：30～16：30	16：30～0：00
看護職員	28名以内	11名以内	28名以内
看護補助者	55名以内	8名以内	55名以内

②3階病棟（52床）地域包括ケア病棟入院料2（13 対 1）

・1日に12名以上の看護職員、7名以上の看護補助者が勤務しています。

【時間毎の職員1人当たりの患者受け持ち数】

職　種	0：00～8：30	8：30～16：30	16：30～0：00
看護職員	26名以内	7名以内	26名以内
看護補助者	52名以内	11名以内	52名以内

II. 入院時の食事療養に関する事項

入院時食事療養（1）・入院時生活療養（1）

入院時食事療養（1）及び入院時生活療養（1）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

【食事の提供時間】朝食8：00　昼食12：00　夕食18：00

Ⅲ. 基本診療料の施設基準等に係る届出

・医療DX推進体制整備加算
・入退院支援加算1
・地域包括ケア病棟入院料２(13対1)
・療養環境加算
・看護補助者配置加算
・療養病棟入院基本料【療養病棟入院基本料1】
・経腸栄養管理加算
・療養病棟療養環境加算1
・後発医薬品使用体制加算1
・診療録管理体制加算3
・データ提出加算【データ提出加算1・3ロ】

IV. 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・地域連携診療計画加算
・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
・在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
・ニコチン依存症管理料
・がん性疼痛緩和指導管理料
・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）・がん患者リハビリテーション料
・人工腎臓
・導入期加算1
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・ＣＴ撮影及びMRI撮影【CTのみ撮影（16列以上64列未満のマルチスライス型の機器）】
・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ
・入院ベースアップ評価料28
・酸素単価

令和8年8月　春光会記念病院